

## 舞鶴市議会パブリック・コメント手続要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、舞鶴市議会（以下「議会」という。）の意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その過程における説明責任を果たし、もって「市民に開かれた議会」及び「市民と協働する議会」とするため、議会におけるパブリック・コメント手続について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「パブリック・コメント手続」とは、議会が政策等を策定する過程において、その政策等の趣旨、内容等を公表し、これらに対して提出された市民等の意見、情報及び専門的な知識（以下単に「意見」という。）を考慮し、最終的な意思決定を行うとともに、当該提出された市民等からの意見に対する議会の考え方を公表する一連の手続をいう。

### (対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象となるものは、次に掲げる事項を定める政策等（この要綱において「政策等」という。）の策定（改廃を含む。以下同じ。）とする。

(1) 議会の基本的な方向性を示すもの

(2) 市内全域又は全市民を対象とする基本的な事項を定めることを内容とするもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、議会がパブリック・コメント手続を実施する必要があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる政策等の策定は、パブリック・コメント手続の対象としない。

(1) 迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なもの

(2) 議会に裁量の余地がないと認められるもの

### (案等の公表)

第4条 議会は、政策等を策定しようとするときは、当該政策等の最終的な意思決定の前に、政策等の案及び次に掲げる資料（以下「案等」という。）を公表しなければならない。

- (1) 当該政策等を策定する趣旨
  - (2) 当該政策等の案の概要
  - (3) その他必要と認める資料
- 2 案等の公表は、議事堂及び市政情報コーナーでの閲覧並びに議会のホームページへの掲載のほか、次に掲げるいずれか又は複数の方法により行うものとする。
- (1) 広報紙への掲載
  - (2) 議会が必要と認める施設での閲覧
  - (3) その他議会が定める方法

(意見の募集等)

- 第5条 議会は、案等の公表の日から起算して30日以上の間を設けて、政策等の案に対する意見を募集しなければならない。ただし、30日以上の間を設けることができないやむを得ない理由がある場合は、この間を短縮することができる。
- 2 前項に規定する意見の募集は、次に掲げる方法により行うものとする。
- (1) 郵便又は信書便
  - (2) ファクシミリ
  - (3) 電子メール
  - (4) 議会が必要と認める施設への書面の持参
  - (5) その他議会が定める方法
- 3 意見を提出しようとするものは、住所、氏名及び連絡先(法人その他の団体にあつては、その名称、所在地及び連絡先)を明らかにしなければならない。

(意見の考慮等)

- 第6条 議会は、前条の規定により提出された意見を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。
- 2 議会は、政策等の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を第4条第2項の規定の例により公表するものとする。ただし、提出された意見が舞鶴市情報公開条例(平成11年条例第31号)第5条各号及び舞鶴市個人情報保護条例(平成16年条例第24号)第17条各号に掲げる不開示情報に該当する場合を除く。
- (1) 提出された意見の概要

- (2) 提出された意見に対する議会の考え方
- (3) 政策等の案を修正した場合の当該修正内容

(一覧の作成等)

第 7 条 議会は、第 4 条第 1 項の規定により公表した案等について、次に掲げる内容を記載した一覧を作成し、公表するものとする。

- (1) 政策等の名称
- (2) 案等の公表日及び意見募集期間
- (3) 案等の閲覧等の方法
- (4) 問合せ先

2 議会は、第 3 条第 2 項第 1 号に該当する政策等について、パブリック・コメント手続の対象としない理由等を記載した一覧を作成し、公表するものとする。

(その他)

第 8 条 この要綱の定めるもののほか、パブリック・コメント手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 12 日から施行する。